

目 今月のおすすめ本 目

『家政婦の歴史』

著者名 濱口 桂一郎
出版者 文藝春秋
出版年 2023
分類番号 366.38/ハ

主婦のかわりに家事を代行する「家政婦」という職業は1918年(大正7)、現在の東京都新宿区に住む女性が「家庭の手不足を補ふための派出婦会」というニュービジネスを立ち上げたことから始まります。これは時間のある中産階級の主婦のアルバイト的な労働で、それまでの家庭との直接雇用でその家に寝起し時間的拘束も長い家事使用人、すなわち「女中」より働きやすいものでした。もともと主婦が同じく中産階級の家庭に派遣されるものだったので、女中の様に地方出身(も多かった)の未婚女性とは雇い主もその様相も違いました。

第二次世界大戦後、連合国軍総司令部(GHQ)のもと、被雇用者の保護のため「労働者供給業」が禁止になってしまいました。しかしニーズのある派出婦をなくす訳にもいかず、「職業紹介所(家政婦紹介所)」という名称で実質派遣業を続ける事になり、派遣であるのに家事使用人扱いなので労働基準法の範囲外になってしまうという、ねじれ状況が現在も残っています。

この本は「家庭のなかの労働者」としての家政婦・家事使用人について、長い年月を通してどのような変遷をたどってきたか、またそれが現在にどんな問題を残しているかを分かりやすく説明しています。

📖 女性の労働で、新しく所蔵されたもの

『クリエイティブであれ 新しい文化産業とジェンダー』【366.023/マ】

アンジェラ・マクロビー／著(2023)花伝社

『戦時期日本の働く女たち ジェンダー平等な労働環境を目指して』

【366.38/林】堀川 祐里／著(2022)晃洋書房

『女性画家たちと戦争』

著者名 吉良 智子
出版者 平凡社
出版年 2023
分類番号 723.1/キ

戦争という時代は個というものを塗りつぶしていくものですが、女流美術家奉公隊という20代から30、40代の女性画家達の描いた『大東亜戦皇国婦女皆働之図』が奇跡的に現在も残っています。この本は、コラージュ的な印象を受けるこの絵を中心に第二次世界大戦などの戦前から戦後の女性画家について書かれています。

戦前 女性画家たちは、女性というだけで低くみられることも多く、あまり芸術家としての真価を見られることはありませんでした。一旦は工部美術学校で女性も入学可能だったのが、続く東京美術学校(現 東京藝術大学)では門戸を閉ざされ、芸術家ではない職業としての道しかほぼなくなっていました。戦中はプロパガンダの象徴として祈る女性像などを描かせる存在とみなされました。さらに戦局が悪化すると女性も労働力として期待され、庇護されるだけのものという国策概念から変容していきました。そんな中 女性芸術家たちも奉公隊を結成し、女性も皆働いているという『皆働之図』を描く。彼女たちは、どのような気持ちで描いていたのでしょうか。

インタビュー:やりたくないのに、怒鳴られてやっていたと。

— そんなことはないけどね。そのときは、みんな一生懸命だったんだから。

一生懸命だからこそ、芸術家として「こんな絵を出すのは恥だ」と言う者も少なからずいたという。

📖 芸術・女性についての本

『社会を変えた50人の女性アーティストたち』【702.8/1】

レイチェル・イグノトフスキー／著(2021)創元社

『女性ジャズミュージシャンの社会学 音楽性・女性性・周縁化』

【764.7/ヒ】マリー・ビュスカート／著(2023)青土社

『こども労働法』

著者名 山下 敏雅、笠置 裕亮 /共著
出版者 日本法令
出版年 2022
分類番号 366.14/ヤ

タイトルにあるように、子ども向けの労働についての本です。「働くとはどういうことか」から始まり、働き方よっての保障の違いや、働くことをどうやって支えているか休職や年金などの制度や法律について、子どもたちが身近な大人に起こる働く上での出来事へ抱く疑問に対する回答形式で構成されています。

セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)には男女雇用機会均等法、パワー・ハラスメント(パワハラ)には労働施策総合推進法など、具体的な法律を挙げながら なぜその法律ができたか どうしなければならないか をイラストを交え、分かりやすく説明しています。また21世紀になり人権の意識が高まり、取り組みが進められているLGBTについても詳しく書かれています。

この本は小学校高学年から中学生向けで振り仮名もついていて、働き方改革や過労死についてのコラムもあります。章立てによりまとまっていますので、気になるところから読むことができますので、大人の方もぜひどうぞ。

📖 学校の中ではどうでしょう？いじめなどについて

『こども六法』【320.91/ヤ】

山崎 聡一郎(2019)弘文堂

📖 ワークルールについて

『10代からのワークルール これだけは知っておきたい「働くこと」の決まり 1-4』

【366.14/シ】上西 充子／監修(2019)旬報社